

パートナーシップ宣誓者同士での市営住宅への入居について

本市は、「SDGs 未来都市」として、その基本理念である”誰一人取り残さない”まちづくりを進めており、LGBT等をはじめとする性的マイノリティの当事者の方たちが抱えている生きづらさを解消するため、本年9月から「宇部市パートナーシップ宣誓制度」を導入します。

これに伴い、同年9月1日からパートナーシップ宣誓者同士での市営住宅への申込みが可能となります。また、現在市営住宅へ入居されている方についてもパートナーシップ宣誓者同士での同居が可能となります。

○入居資格

- ・市営住宅への入居資格要件を満たしていること。
- ・宇部市パートナーシップ宣誓書受領証を有するパートナー同士であること。

○運用開始日

- ・令和3年9月1日

○問い合わせ先

- ・宇部市都市政策部住宅政策課
電話：0836-34-8427
FAX：0836-22-6049
メール：jyuutakuka@city.ube.yamaguchi.jp
- ・宇部市営住宅等指定管理者 アジア JV
電話：0836-37-0211
FAX：0836-35-0566